

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の補助対象設備

補助対象	具体例
予備送信設備 (代替送信機・代替空中線)	<ul style="list-style-type: none">送受信アンテナ送受信機放送の送受信に必要な電源設備、監視制御・警報・測定装置収容ボックス 等
予備番組送出設備	<ul style="list-style-type: none">演奏設備自動番組送出設備監視モニター設備遠隔制御装置 等
予備中継回線設備	<ul style="list-style-type: none">中継送受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルタ、擬似空中線伝送用専用線STL設備、TTL設備、放送波中継回線設備、有線伝送設備 等
予備電源設備	<ul style="list-style-type: none">無停電電源装置蓄電池燃料電池非常用発電装置電源切替板燃料タンク 等
その他事業を実施するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none">附帯工事費(調査設計費、改修補強費 等)事業を実施する上で必要なソフトウェアの購入費撤去費(建物等の既存の設備(例:壁)等を撤去しなければならない場合等に限り) 等

※上記の各予備設備について、可搬型の設備も補助対象となります(複数社で共有することも可能。)。また、予備設備の新設のほか、既に「二重化」を行っている場合に「三重化」を行う場合も対象となります。

※予備電源設備については、既存の電力供給時間を長時間化するための、設備(燃料タンク、発電機等)の取替えも対象となります。

※補助額が50万円以上である事業が対象となります。なお、複数の局所における整備を一括して申請する場合、一局所の整備費用が50万円を下回る場合であっても、複数の局所における整備費用の合計額が50万円を上回る場合は補助対象となります。

次ページ以降に具体的な活用事例を記載しています

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 活用事例(停電対策①)

事例①

事業概要	予備電源設備の整備 (本社の予備電源設備の増設)
事業目的	地震、災害等による商用電源の供給停止への備えとして、現行の予備電源設備に加え、本社社屋隣接駐車場の一角に自家用発電機を新たに整備して、放送設備への電源供給時間の長期化(7日間程度)を図る。

事例②

事業概要	予備電源設備の整備 (送信所に新たにUPS(無停電電源装置)を整備)
事業目的	停電時に放送を継続することができるよう、現行の予備電源設備に加え、UPSを新たに整備して、電源供給の安定化を図る。

事例③

事業概要	予備電源設備の整備 (演奏所の燃料タンクの取替え)
事業目的	演奏所の非常用発電機の燃料タンクを取替えることにより、運転可能時間を72時間以上とし、大規模災害時の電源確保の長時間化を図る。

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 活用事例(停電対策②)

事例④

事業概要	予備電源設備の整備 (番組送出設備用UPS(無停電電源装置)の長時間化のための取替え)
事業目的	災害の影響が長期化した際、発電機のメンテナンスを行う必要がある。UPSの電力供給時間を長時間化することで、メンテナンスに要する時間をカバーすることが可能となり、長時間の停電にも対応することができる。

事例⑤

事業概要	予備電源設備の整備 (燃料タンクの増設)
事業目的	現在の自家用発電機燃料タンクの容量では約1日しか稼働できないため、大災害時の長期にわたる停電を考慮し、約3日稼働できるよう燃料タンクを増設する。

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 活用事例(予備設備)

事例①

事業概要	予備送信設備（可搬型）の整備
事業目的	地震や津波、落雷等への備えとして、既存の送信機の代替送信機として、所有する全ての送信所において共通で使用可能な可搬型の予備送信設備を整備する。なお、平時は当該設備を本社に保管する。

事例②

事業概要	予備中継回線設備の整備 （演奏所と送信所間の予備中継回線の整備）
事業目的	本社演奏所から送信所間は4区間の無線中継回線を経由して伝送しているところ、光回線サービスを利用して、本社演奏所から送信所へ直接、放送TS信号を伝送する予備中継回線設備を整備する。

事例③

事業概要	予備中継回線（放送波中継）の整備
事業目的	TTL回線による放送番組の伝送が途絶した場合においても放送を継続できるよう、放送波中継による予備中継回線設備を整備する。